

- これまで、新型コロナウイルス感染症の検査については、「SARS-CoV-2抗原検出用キットの活用に関するガイドライン（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部により2020年5月13日作成、6月16日改訂）」等を参考に行われてきた。
- 検査方法としては抗原検査の追加や、検査検体としては唾液の追加など、方法及び検体種が随時追加されてきたことや、今冬の季節性インフルエンザの流行に備えた検査体制整備など、医療現場において適切に検査を行うことが一層求められる。
- ⇒ こうした点を踏まえ、厚生労働科学研究「マَسギャザリング時や新興・再興感染症の発生に備えた感染症サーベイランスの強化とリスクアセスメントに関する研究」において、**新たに新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針を作成する。**
- ⇒ 「SARS-CoV-2抗原検査検出キット活用に関するガイドライン」は今般の新たな指針に包含されることとなるから廃止することとする。

指針（案）の主な内容

- 検査種類と各種検査の意義（検体の種類・採取、検体の取扱・保管・輸送、検査の解釈や検査精度 等）
- 状況に応じた適切な検査実施（有症状患者、無症状者、濃厚接触者、インフルエンザ等他の疾患と鑑別が必要な患者 等）
- 検体採取に応じた適切な感染防護
- ※ 議論の結果を踏まえ、検査検体に「鼻腔拭い液」を追加する
- ※ 作成に当たっては、国立感染症研究所を中心に、国立国際医療研究センター、日本保健所長会、地方衛生研究所全国協議会、日本感染症学会、日本臨床微生物学会、日本環境感染学会、日本臨床衛生検査技師会、厚生労働省結核感染症課が参画

新型コロナウイルス感染症にかかる各種検査

検査の対象者		核酸検出検査			抗原検査（定量）			抗原検査（定性）		
		鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液
有症状者 (症状消退者含む)	発症から9日目以内	○	○	○	○	○	○	○(※1)	○(※1)	×(※2)
	発症から10日目以降	○	○	— (※4)	○	○	— (※4)	△(※3)	△(※3)	×(※2)
無症状者		○	— (※4)	○	○	— (※4)	○	— (※4)	— (※4)	×(※2)
想定される主な活用場面		<ul style="list-style-type: none"> 検査機器等の配備を要するものの、無症状者に活用できるため、保健所、地方衛生検査所、感染研等の検査専門施設や医療機関を中心に実施。 大量の検体を一度に処理できる機器や操作が簡便な機器など、幅広い製品があるため、状況に応じた活用が重要。 			<ul style="list-style-type: none"> 検査機器等の配備を要するものの、無症状者に活用できるほか、現在供給されている検査機器は、新型コロナウイルス感染症に係る検査以外にも、通常診療で実施される様々な検査に活用できるため、検査センターや一定規模以上の病院等において活用。 			<ul style="list-style-type: none"> 検査機器の設置が不要で、その場で簡便かつ迅速に検査結果が判明するが、現状では対象者は発症2日目から9日目の有症状者の確定診断に用いられるため、インフルエンザ流行期における発熱患者等への検査に有効。 		

※1：発症2日目から9日目以内のみ。

※2：有症状者への使用は研究中。無症状者への使用は研究を予定している。

※3：使用可能だが、陰性の場合には鼻咽頭PCR検査を行う必要あり

※4：推奨されない。

【参考資料】新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（案）

厚生労働科学研究 「マスコギャザリング時や新興・再興感染症の発生に備えた感染症サーベイランスの強化とリスクアセスメントに関する研究」

II. 状況に応じた適切な検査実施（続き）

1. COVID-19を疑う有症状者

- COVID-19が疑わしい有症状者（症状がCOVID-19に特徴的、または濃厚接触者が有症状となった場合など臨床医が疑う場合）については、下記の検査フロー案を参照した検査を行う。

（留意点）

核酸検出検査：唾液検体は、発症から10日目以降は検出性能が低い。

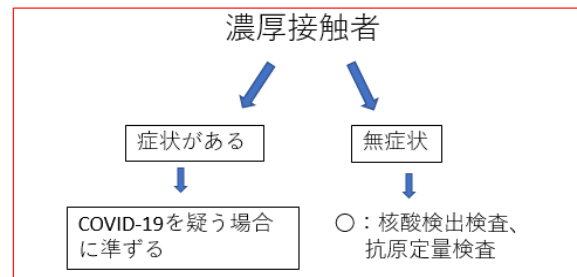
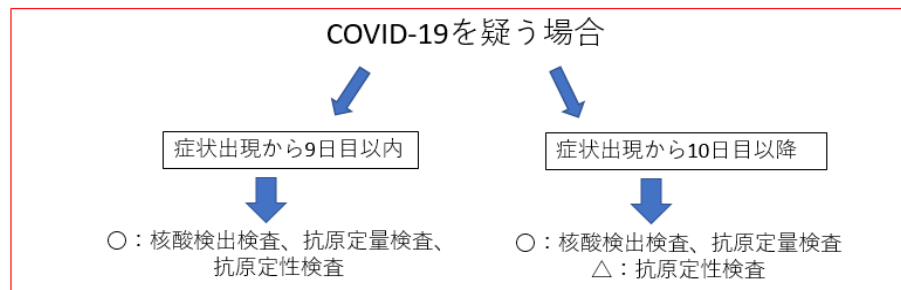
抗原定量検査：唾液検体は、発症から10日目以降は検出性能が低い。

抗原定性検査：唾液検体は用いることができない。鼻咽頭・鼻腔検体では、10日目以降で陰性の場合には、核酸検出検査を行う必要がある。

2. 濃厚接触者

- 抗原定性検査は、無症状者への検査は適さない。

検査フロー案



【参考資料】新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（案）

厚生労働科学研究 「マスコガザリング時や新興・再興感染症の発生に備えた感染症サーベイランスの強化とリスクアセスメントに関する研究」

II. 状況に応じた適切な検査実施（続き）

3. インフルエンザ流行期

- インフルエンザが強く疑われる場合を除いて、可及的に季節性インフルエンザとCOVID-19の両方の検査を行うことを推奨（表5）。
- ただし、COVID-19の検査の供給は限られることから、流行状況により、先にインフルエンザの検査を行い、陽性であればインフルエンザの治療を行って経過を見ることも考えられる。（一般社団法人日本感染症学会「今冬のインフルエンザとCOVID-19に備えて」より要約抜粋）

採取する検体	季節性インフルエンザ	COVID-19	感染防護	備考
① 鼻咽頭ぬぐい液・鼻腔ぬぐい液	抗原定性 鼻咽頭ぬぐい液・ 鼻腔ぬぐい液	抗原定性* PCR（抗原定量） 鼻咽頭ぬぐい液・鼻 腔ぬぐい液	医療者に一定の暴露あり（フェイスガード、サージカルマスク、手袋・ガウン等） ※鼻腔ぬぐい液を自己採取する場合、医療者の暴露は限定的（サージカルマスク、手袋）	・迅速に結果を得ることができる
② 鼻かみ液・唾液	抗原定性 鼻かみ液	PCR（抗原定量） 唾液	医療者の暴露は限定的（サージカルマスク、手袋）	・結果を得るのに数日かかる ・COVID-19のPCRのキャパシティを消費

* COVID-19に対する抗原定性検査は、場所を選ばず実施可能であり、短時間で結果を確認することができる